

平塚市保育所運営費等補助金交付基準

平塚市保育所運営費等補助金交付要綱（令和5年7月1日施行）第5条に規定する補助金額は、次のとおりとする。

補助金区分	補助単価等	算式等	補助条件等																		
1 特別経常費	<p>(1)昭和48年度から平成3年度までの借入契約に係る借入金</p> <p>借入金元金の一定限度額（以下「補助対象経費限度額」という。）の4分の3</p> <p>(2)平成4年度から平成22年度までの借入契約に係る借入金</p> <p>①施設の新築等の場合</p> <p>借入金元金の4分の3</p> <p>②施設の修繕等及び設備更新の場合</p> <p>借入金元金の一定限度額（以下「補助対象経費限度額」という。）の4分の3</p> <p>③平成23年度以降の借入契約にかかる借入金</p>	<p>4月1日現在 補助対象 確定の当該年 経費限度額 3 度約定返済元× 金合計額 借入金 4 元金全額</p> <p>4月1日現在確定の 3 当該年度約定返済元× 金合計額 4</p> <p>4月1日現在 補助対象 確定の当該年 経費限度額 3 度約定返済元× 金合計額 借入金 4 元金全額</p> <p>補助対象外</p>	<p>・補助対象経費限度額の算出方法</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>工事等の年度</th> <th>算出方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1 施設の新築等の場合</td> <td>(1) 昭和48年度から昭和56年度</td> <td>基準単価[別表1]に基準面積[別表2]を乗じた額から補助金の額を控除した額と借入金を比較して少ない方の額</td> </tr> <tr> <td>(2) 昭和57年度から平成3年度</td> <td>基準単価[別表1]に基準面積[別表2]を乗じた額から補助金の額と総事業費の5%に相当する額を加算した額を控除した額と借入金を比較して少ない方の額</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2 施設の修繕等の場合</td> <td>(1) 昭和48年度から昭和56年度</td> <td>借入金元金全額</td> </tr> <tr> <td>(2) 昭和57年度以降</td> <td>総事業費（ただし、補助金等がある場合は総事業費からそれらを控除した額とする。）から100万円を控除した額と借入金を比較して少ない方の額</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">3 設備更新の場合</td> <td>(1) 昭和48年度から昭和56年度</td> <td>借入金元金全額</td> </tr> <tr> <td>(2) 昭和57年度以降</td> <td>備品（1品の購入価格が50万円以上の場合を対象とする。）の購入価格（2品以上の場合はその合計額）と借入金を比較して少ない方の額</td> </tr> </tbody> </table> <p>・その他、必要な事項については別に定める。</p>	区分	工事等の年度	算出方法	1 施設の新築等の場合	(1) 昭和48年度から昭和56年度	基準単価[別表1]に基準面積[別表2]を乗じた額から補助金の額を控除した額と借入金を比較して少ない方の額	(2) 昭和57年度から平成3年度	基準単価[別表1]に基準面積[別表2]を乗じた額から補助金の額と総事業費の5%に相当する額を加算した額を控除した額と借入金を比較して少ない方の額	2 施設の修繕等の場合	(1) 昭和48年度から昭和56年度	借入金元金全額	(2) 昭和57年度以降	総事業費（ただし、補助金等がある場合は総事業費からそれらを控除した額とする。）から100万円を控除した額と借入金を比較して少ない方の額	3 設備更新の場合	(1) 昭和48年度から昭和56年度	借入金元金全額	(2) 昭和57年度以降	備品（1品の購入価格が50万円以上の場合を対象とする。）の購入価格（2品以上の場合はその合計額）と借入金を比較して少ない方の額
区分	工事等の年度	算出方法																			
1 施設の新築等の場合	(1) 昭和48年度から昭和56年度	基準単価[別表1]に基準面積[別表2]を乗じた額から補助金の額を控除した額と借入金を比較して少ない方の額																			
	(2) 昭和57年度から平成3年度	基準単価[別表1]に基準面積[別表2]を乗じた額から補助金の額と総事業費の5%に相当する額を加算した額を控除した額と借入金を比較して少ない方の額																			
2 施設の修繕等の場合	(1) 昭和48年度から昭和56年度	借入金元金全額																			
	(2) 昭和57年度以降	総事業費（ただし、補助金等がある場合は総事業費からそれらを控除した額とする。）から100万円を控除した額と借入金を比較して少ない方の額																			
3 設備更新の場合	(1) 昭和48年度から昭和56年度	借入金元金全額																			
	(2) 昭和57年度以降	備品（1品の購入価格が50万円以上の場合を対象とする。）の購入価格（2品以上の場合はその合計額）と借入金を比較して少ない方の額																			
2 障がい児保育費	<p>月額 117,632円 (235,265円×1/2)</p> <p>特別児童扶養手当支給対象児童 月額 235,265円 (235,265円×1/1)</p>	<p>補助単価 ×各月初日対象児童数 (管外受託児童を除く)</p>	<p>・児童福祉施設設置運営基準上の配置に加えて障害児に応じた職員を1/2加配をするものとする。ただし、特別児童扶養手当等の支給に関する法律に規定する特別児童扶養手当支給対象児童は職員を1/1加配するものとする。なお、この取り扱いは令和5年10月1日から適用する。</p> <p>・国が定める特定教育・保育等に要する費用の額における療育支援加算の対象となっている場合には、一人目の補助について、月額補助単価から療育支援加算の額を控除した額とする。</p>																		
3 借地料経費	<p>当該年度借地料又は当該年度固定資産税相当額+当該年度都市計画税相当額のいずれか少ない額</p>		<p>・借地料の対象は、認可された保育所用地とする。但し、仮設園舎における借地については、対象外とする。</p> <p>・当該年度固定資産税相当額及び都市計画税相当額については、当該保育所を運営する法人が実際に負担している額とする。</p>																		
4 賃借料経費	<p>年額 12,000,000円</p>	<p>(左記補助基準額と当該年度契約賃借料のいずれか少ない額 × 1/2) - 国が定める特定教育・保育等に要する費用の額における賃借料加算分の額（年額）</p>	<p>・施設運営の健全化を図るため、賃借料の施設負担に係る経費を補助する。</p>																		
5 低年齢児受入対策緊急支援事業費	<p>月額 316,402円 (保育士1人当たり)</p>	<p>補助単価 ×配置月数</p>	<p>・「保育緊急対策事業費補助金交付要綱」に規定する「低年齢児受入対策緊急支援事業」に要する経費を補助する。</p>																		

6 民間保育所健康管理体制強化事業	月額 30,800円 月額 上限329,000円	補助単価 ×看護師等を配置した月数 補助単価 ×医療的ケア児サポーターを配置した月数	・「保育緊急対策事業費補助金交付要綱」に規定する「民間保育所健康管理体制強化事業」に要する経費を補助する。								
7 保育士等配置改善費	月額 1歳児 19,605円 (235,265円×1/12)	補助単価 ×各月初日対象児童数 (1歳児)	<ul style="list-style-type: none"> ・年齢は4月1日の満年齢を適用する。 ・児童福祉施設設置運営基準上の配置に加えて次の児童の年齢に応じた職員を加配するものとする。 <table border="1" data-bbox="946 371 1516 432"> <thead> <tr> <th>年齢</th> <th>国配置</th> <th>加配数</th> <th>配置基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1歳児</td> <td>1/6</td> <td>1/12</td> <td>1/4</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・加配職員の計算は、各年齢別に加配数を乗じて小数点第2位(切り捨て)で算出した数を合計し、小数点以下を切り捨てた人数とする。 ・加配職員は、原則として常勤職員とするが、4分の3非常勤職員(1日6時間以上かつ月20日以上勤務、社会保険に加入しているもの)でも可とする。 ・入所児童数が年度途中で増加することによって新たに職員を雇用する必要がある場合は、平成10年2月18日付児発第85号厚生省児童家庭局長通知「保育所における短時間勤務の保育士の導入について」に基づく職員の雇用で対応することも可とする。 	年齢	国配置	加配数	配置基準	1歳児	1/6	1/12	1/4
年齢	国配置	加配数	配置基準								
1歳児	1/6	1/12	1/4								
8 要保護児童保育所受入促進事業	月額 57,816円	補助単価 ×要保護児童が入所した月数	・保育緊急対策事業費補助金交付要綱」に規定する「要保護児童保育所受入促進事業」に要する経費を補助する。」								

附 則

(施行期日)

1 この基準は、平成27年4月1日から施行する。

(平塚市保育所運営費等補助金交付基準の廃止)

2 平塚市保育所運営費等補助金交付基準(平成20年4月1日施行)は、廃止する。

(経過措置)

3 この基準の規定は、この基準の施行の日以後に交付申請がなされる補助金について適用し、同日前に、廃止前の旧平塚市保育所運営費等補助金交付基準に基づき交付の申請があった補助金については、なお従前の例による。

(有効期限)

4 この基準は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし同日の属する年度以前の年度の予算に係る補助金については、この基準は、同日後も、なおその効力を有する。

附 則

この基準は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成29年4月1日から施行する。ただし、附則第4項の改正規定は、決裁の日から施行する。

附 則

この基準は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成31年4月1日から施行する。ただし、附則第4項の改正規定は、決裁の日から施行する。

附 則

この基準は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和5年7月1日から施行し、令和5年4月1日に遡及して適用する。